

京都市告示第 14 号

計量法第 20 条第 1 項及び第 21 条第 1 項の規定に基づき、特定計量器について、次のとおり、指定定期検査機関による定期検査を行います。

平成 24 年 4 月 6 日

京都市長 門川 大作

1 定期検査を行う区域

左京区、山科区、下京区、南区、右京区及び西京区

2 検査の対象となる特定計量器

ひょう量 5 トン以上の質量計

3 定期検査の実施場所

検査の対象となる特定計量器の所在場所

4 定期検査の実施の期日

平成 24 年 5 月 8 日から 5 月 10 日までと 5 月 15 日から 5 月 17 日まで

5 定期検査を行う指定定期検査機関の名称

一般社団法人 京都府計量協会

(計量検査所)